

社会福祉法人等で働く職員のための退職手当金制度

社会福祉施設職員等 退職手当共済

全ての届出をオンラインで行うことができるようになります！

令和7年1月スタート！

新システムのご紹介

新システムの特長

令和7年1月から、退職手当共済制度の電子届出システムが新しくなります。
新しいシステムの特長をご紹介します。

契…共済契約者のメリット

退…退職者のメリット

01

契 退

オンラインで
全ての手続き
ができます



02

退

スマホで
退職手当金の
請求が
できます



03

退

今までに比べ
退職手当金を
早く
受け取れます

※退職手当金の請求を
新システムで行った場合



04

契

施設単位で
情報を登録
できます



05

契 退

届け出た書類
の処理状況を
確認できます



06

契 退

各種お知らせ
をシステムで
確認できます



01 オンラインで全ての手続きができます

契
退



これまでオンラインで申請できたのは、届出書の一部（掛金届や加入届）でしたが、新システムでは全ての届出をオンラインで行うことができるようになります。



共済契約者・
施設・退職者



オンライン



福祉医療機構

02 スマートフォンで退職手当金の請求ができます

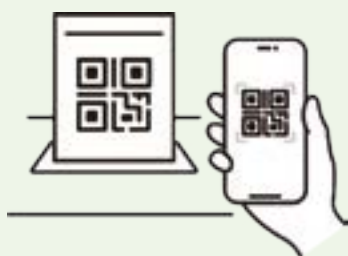
退



退職者ご自身が、スマートフォンに必要事項を入力することで、退職手当金請求書の作成・提出ができるようになります。

専用の二次元コードを読み取り…

情報を確認・入力するだけ！



氏名 ○○○
生年月日 ○○○
住所 ○○○
退職理由 ○○○

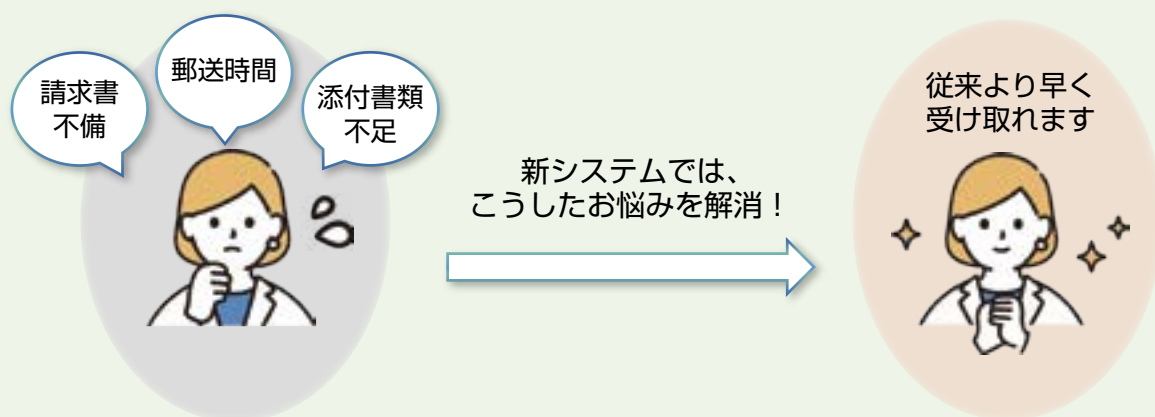
03 今までに比べ退職手当金を早く受け取れます

退

Point!



新システムで退職手当金を請求すると、入力間違いの防止機能や郵送が不要となることなどにより、これまでよりも早く退職手当金を受け取ることができます。



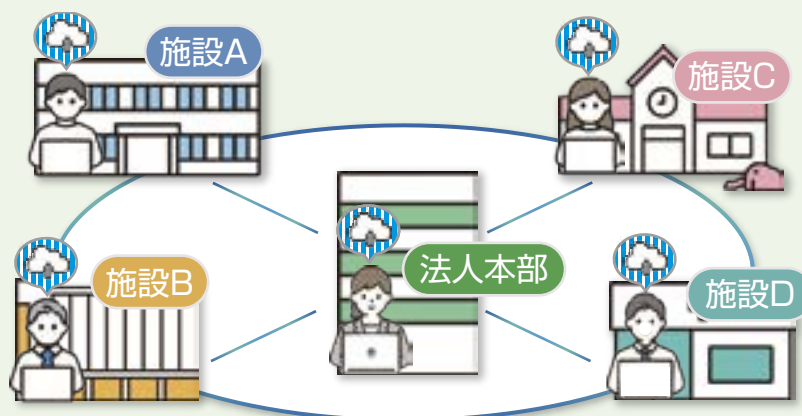
04 施設単位で情報を登録できます

契

Point!



新システムでは施設単位で届出書の入力や職員情報の管理ができるようになります。法人・施設間で作業を分担することができるため、事務の効率化につながります。



05 届け出た書類の処理状況を確認できます

契
退



オンラインで申請いただいた届出書の処理状況はシステム上でいつでもご確認いただけます。最新の職員情報や退職手当金の審査・支給状況も随時確認することができます。



06 各種お知らせをシステムで確認できます

契
退



各種届出の提出案内等、退職手当共済に関するお知らせがシステムに届き、いつでも確認することができます。また、各種手続きの説明や入力支援機能も強化したため、初めて手続きする方にも簡単にご利用いただけます。

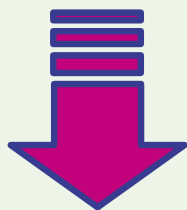
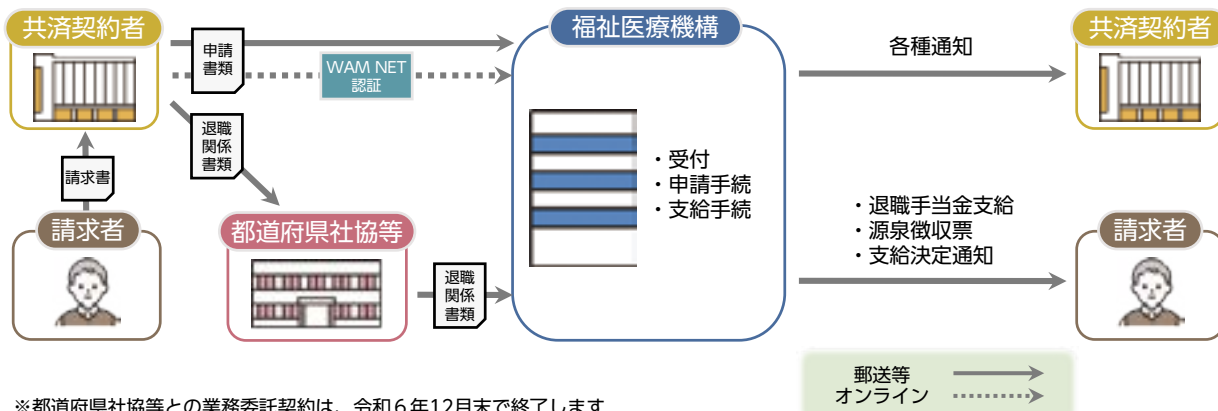
-  重要なお知らせはメールでご案内します
-  未了のお手続きは、システムに表示されます
-  入力方法をシステム上で簡単に参照できます



令和7年1月以降の届出について

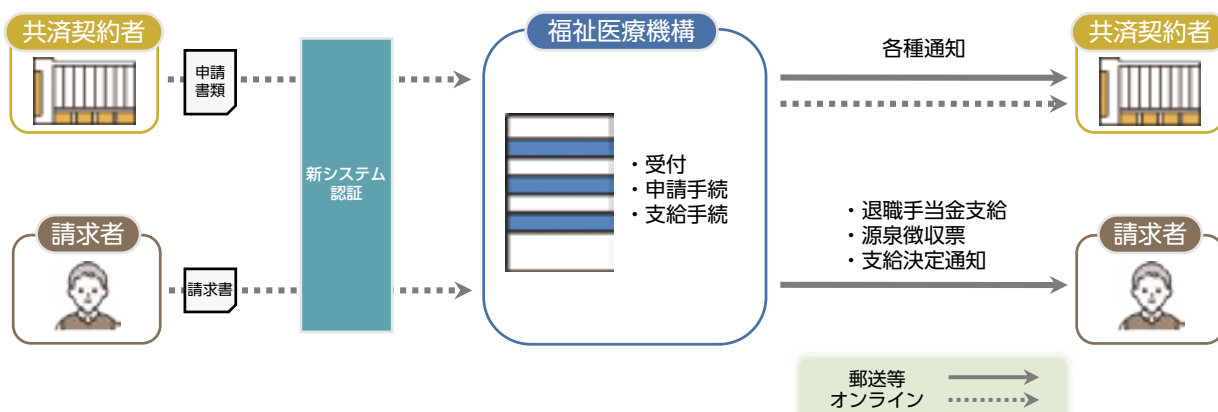
令和7年1月以降、全ての届出は原則**機構にオンラインでご提出**いただくことになります！

●令和6年12月11日17:00まで（現行システム稼働中）



●令和6年12月11日17:00～令和7年1月5日（現行システム利用停止※）

●令和7年1月6日～（新システム利用開始）



※令和6年12月よりシステム移行期間となるため、電子届出システムの機能を停止します。各機能の利用可能時期については、同封した「退職手当共済新システムについてのご連絡（P5）」をご参照ください。



源泉徴収事務に関する変更点について

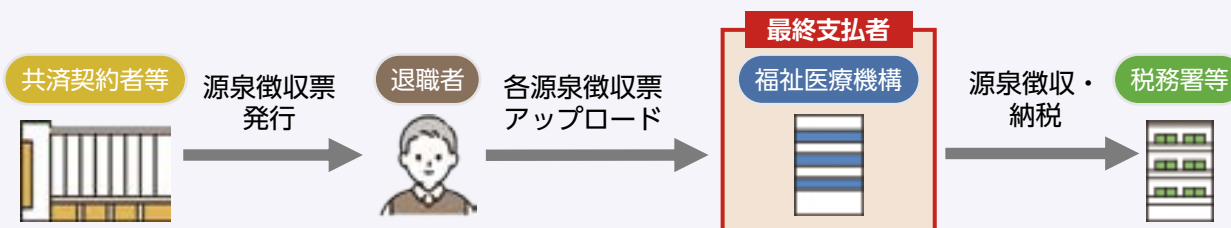
令和7年1月から退職届、退職手当金請求書の提出先が、各都道府県の業務委託先（都道府県社会福祉協議会、共済会等）ではなく**福祉医療機構**となります。

退職関係書類については、業務委託先を経由しないため、退職手当金を複数箇所から受け取る場合は、請求書をご提出いただくときに、**退職手当金の支給の順番をシステム上で選択**いただきます。最終支払者が源泉徴収事務を行いますので、**選択いただく順番によって源泉徴収事務の流れが異なります**ので、ご注意ください。

●福祉医療機構が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、福祉医療機構が最終支払者となる場合は、福祉医療機構で源泉徴収を行います。

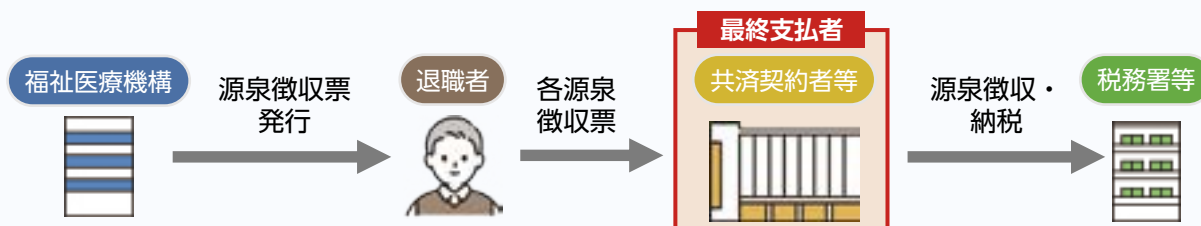
この場合は、福祉医療機構に退職手当金を請求いただくときに、福祉医療機構以外が支払った退職手当金の源泉徴収票をシステムにアップロードしていただきます。



●福祉医療機構以外が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、福祉医療機構以外が最終支払者となる場合は、共済契約者等の最終支払者が源泉徴収を行う必要があります。

この場合は、福祉医療機構が退職手当金をお支払いするときに、退職者へ源泉徴収票を発行します（その後退職者から最終支払者に源泉徴収票を提出いただきます）。

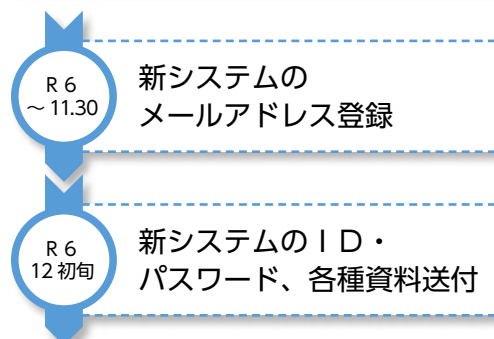


新システムについての今後の予定

電子届出システム関係



ご案内・お手続き関係



※詳細は同封している「退職手当共済新システムについてのご連絡」をご参照ください。
※ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。



動画によるご紹介

福祉医療機構ホームページに新システムの紹介動画を掲載しています。システムの操作や届出方法について、分かりやすく説明していますので、ぜひご覧ください。

▼ WAM> 退職手当共済事業> 退職手当共済新システムのご案内
https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystm_guide/

こちらからもご覧いただけます →



WAM 独立行政法人 福祉医療機構 共済部

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

【お問い合わせ先】 共済部

TEL 0570-050-294 【一部IP電話については
FAX 03-3438-0584 【つながらない可能性があります。】

【ホームページ】 <https://www.wam.go.jp/hp>
TOP ページ → 「退職手当共済」をクリック！



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。